（環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の法人を定める政令の一部改正）

第三十五条　環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の法人を定める政令（平成十七年政令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第一号中「独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立青少年教育振興機構」を「独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター」に改める。

（特別会計に関する法律施行令の一部改正）

第三十六条　特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第四十一条に次の一号を加える。

四　高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）附則第十条第三項の規定に基づき法附則第六十七条第一項第十二号の規定により設置する国立高度専門医療センター特別会計から一般会計に承継された借入金

（研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行令の一部改正）

第三十七条　研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

別表の二の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

（厚生労働省組織令の一部改正）

第三十八条　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第十二号中「国立高度専門医療センター及び」を削り、同条第十三号及び第十四号を削り、同条第十五号を同条第十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

十四　国立高度専門医療研究センター（高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第四条第一項に規定する国立高度専門医療研究センターをいう。以下同じ。）の組織及び運営一般に関すること。

第四条第十六号を同条第十五号とする。

第三十三条の二第四号から第七号までの規定中「国立高度専門医療センター及び」を削り、同条第九号中「国立高度専門医療センター及び」及び「並びに国立高度専門医療センターの経営管理」を削り、同条中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号を削り、第十三号を第十一号とし、同条第十四号中「国立高度専門医療センター及び」を削り、「独立行政法人国立病院機構」の下に「及び国立高度専門医療研究センター」を加え、同号を同条第十二号とし、同条第十五号を削り、同条第十六号を同条第十三号とし、同条に次の一号を加える。

十四　国立高度専門医療研究センターの組織及び運営一般に関すること。

第百五十条及び第百五十一条を次のように改める。

第百五十条及び第百五十一条　削除

附則第三条第一項中「独立行政法人国立病院機構法（平成十四年法律第百九十一号）附則第十条の規定による改正前の国立病院特別会計法（昭和二十四年法律第百九十号）に基づく国立病院特別会計の平成十五年度」を「特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第六十七条第一項第十二号の規定により設置する国立高度専門医療センター特別会計の平成二十一年度」に改める。

内閣総理大臣　鳩山由紀夫
総務大臣　原口一博
財務大臣　菅　直人
文部科学大臣　川端達夫
厚生労働大臣　長妻　昭
経済産業大臣　直嶋正行
国土交通大臣　前原誠司
環境大臣　小沢鋭仁

府　令

○内閣府令第十号

資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第四条第二項第六号及び第三項第六号、第五条第一項第六号、第九条第一項並びに第二百九十二条の規定に基づき、資産の流動化に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十二年三月二十五日　　内閣総理大臣　鳩山由紀夫

資産の流動化に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「主要な」及び「（特定資本金の額の十分の一以上に当たる特定出資口数を自己又は他人（仮設人を含む。以下同じ。）の名義をもって保有している者をいう。第二十七条において同じ。）」を削り、「住所」の下に「並びに保有する特定出資の金額」を加える。

第九条第一項第八号中「他人」の下に「（仮設人を含む。第二十七条第一項第五号において同じ。）」を加え、「第二十七条」を「同条」に改める。

第二十一条第一号の次に次の一号を加える。

一の二　特定出資の総額の上限

第二十七条第一項第五号中「主要な特定社員」の下に「（特定資本金の額の十分の一以上に当たる特定出資口数を自己又は他人の名義をもって保有している者をいう。）」を加える。

別紙様式第一号8を次のように改める。

8．特定社員の商号、氏名又は名称及び住所並びに保有する特定出資の金額

（ふりがな） 商号、氏名又は名称	保有する特定出資の金額	割合	住　所
		%	
外国投資家計		%	—
合計		%	—
備考			

（記載上の注意）

1．特定出資の金額の多い順に記載すること。

2．「割合」とは、保有する特定出資の特定出資の総額に対する百分比をいう。

3．記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第3面の次に添付すること。

4．「外国投資家」とは、非居住者（所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者をいう。）又は外国法人（同項第七号に規定する外国法人をいう。）である投資家をいう。

5．特定社員があらかじめ利益の配当又は残余財産の分配を受ける権利を放棄する場合は、その旨を備考欄に記載すること。